

# 消費生活

# No. 128

平成31年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

## 特集

- ◆**ご注意ください!**  
子供に多いオンラインゲームのトラブル  
～親が知らないうちに高額料金を請求されて～
- ◆**成田市消費生活モニターの活動内容**  
～成田市消費生活展へ出展しました～

## 第46回消費生活展を開催しました!

1月19日(土)・20日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第46回消費生活展」を開催しました。

今回は「みんなで考えよう!豊かなくらしの築き方」をテーマに、消費者トラブル、食品、環境、電気・ガス、住宅といった暮らしに役立つ情報を来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。



実験の様子



クイズに挑戦!



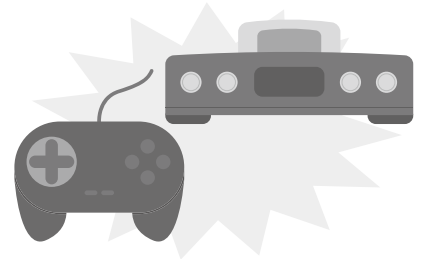
スタンプラリー参加者に  
花苗をプレゼント

**ご注意  
ください!**

## 子供に多いオンラインゲームのトラブル ～親が知らないうちに高額料金を請求されて～

従来、ゲームは専用ソフトを購入して遊んでいましたが、インターネットの普及と携帯電話端末の高機能化により、アプリゲームが増え、テレビでも盛んにコマーシャルされるようになりました。これらに伴い、スマホ、ゲーム機、タブレット等を使用したオンラインゲームにおけるトラブルも低年齢化し、子供に関するトラブルが増加しています。

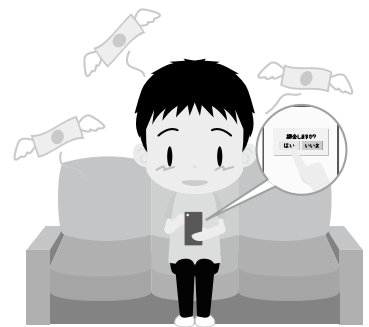
また、オンラインゲーム依存症と呼ばれる問題も発生していますので注意しましょう。



### 子供に関するトラブル

#### 事例1

クレジットカード会社から届いた利用代金明細書に身に覚えのない請求が10万円あった。第三者が不正使用したものだと思い、クレジット会社に問い合わせをしたら、小学校1年生の息子が、私のクレジットカードを無断で持ち出し、ゲーム機に入力しオンラインゲームの有料アイテムを購入していたことがわかった。私はゲーム機がインターネットに接続できることを知らなかった。また、ゲーム機を使い始める時に息子の年齢で登録したのでこのようなことが起きると思っていたいなかった。親として管理責任はあると思うが、代金を支払わなければならないか。(30代男性)



#### 事例2

中学校1年生の息子はオンラインゲームを通じ、ネット上の仲間と冒険しモンスターを倒す戦闘ゲームに夢中になった。ネット上の仲間に認めてもらえることが楽しいのか、オンラインゲーム中心の生活になり深夜までプレイし、睡眠時間が短くなり学校にも行かなくなった。私がゲーム機を取り上げると、暴言、暴力をふるうようになった。息子をオンラインゲーム依存症から救うにはどうしたらよいか。(40代男性)



## アドバイス

未成年者が両親など保護者の同意が無いまま契約した場合には、原則として未成年者取り消しをすることができる場合があります。

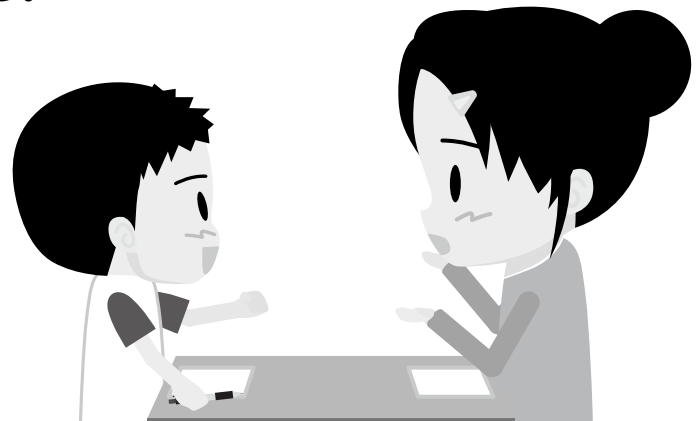
しかし、ゲーム機やオンラインの業者は、未成年者の利用による高額請求のトラブルを防ぐため、保護者等の同意を求めるような画面や、年齢を入力する画面、年齢別の利用金額の上限設定等を表示する仕組みを講じている例が増えています。また、保護者による使用制限の機能の活用を勧めている為、未成年者取り消しを申し出たとしても、事実関係の証明が難しい場合や未成年者が年齢入力の際に詐術をしていた場合、保護者のクレジットカードを無断で使用している場合等は、クレジットカードの管理義務等も問われ、返金に応じてもらえない場合や返金されたとしても全額返金されるとはかぎりません。

また、子供がクレジットカードを利用したとしても、家族間使用となりクレジットカードの名義人である親等に請求されることとなります。



## 注意ポイント

- ① 親子でゲームについて確認し、話し合いをしましょう。
- ② ゲーム機でもインターネットにつながることができ、オンラインゲームを利用できることを知りましょう。
- ③ テレビコマーシャル等で「基本料金無料」「今なら〇〇アイテム無料であげます」と宣伝されていても有料課金があることを知りましょう。
- ④ 保護者による使用制限機能(ペアレンツコントロール)を活用しましょう。
- ⑤ 大人は、クレジットカードの管理に責任があることを認識し、子供の手が簡単に触れる場所には置かないようにしましょう。
- ⑥ 大人は、クレジットカードの大切さについて子供に伝えましょう。
- ⑦ クレジットカードの利用代金明細書は毎月確認しましょう。
- ⑧ ゲーム利用開始時には、利用規約の内容を確認しましょう。
- ⑨ 依存症の防止策として、ゲーム以外の楽しみを増やすため、家族のコミュニケーションの機会を増やしましょう。
- ⑩ 依存症で困った時は専門家が所属する医療機関や相談機関に相談しましょう。



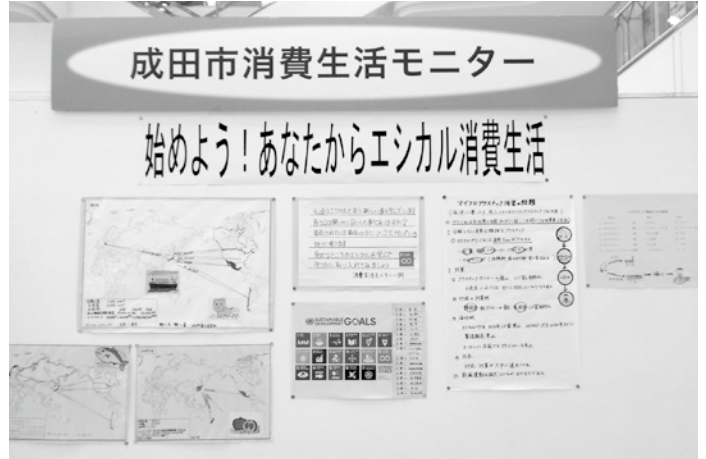
**安心して利用できる環境の中でルールを守り楽しくゲームをしましょう。  
トラブルに遭ったり、困ったときは、消費生活センターに相談して下さい。**

# 成田市消費生活モニターの活動内容

## ～成田市消費生活展へ出展しました～

今年度の成田市消費生活モニターは、「始めよう!あなたからエシカル消費生活」をテーマに成田市消費生活展に出展しました。

輸入に伴うCO<sub>2</sub>排出量に関する掲示やプラスチックに関する実験、フェアトレードマーク商品の展示を通じ、日々の活動で学んだエシカル消費について紹介しました。

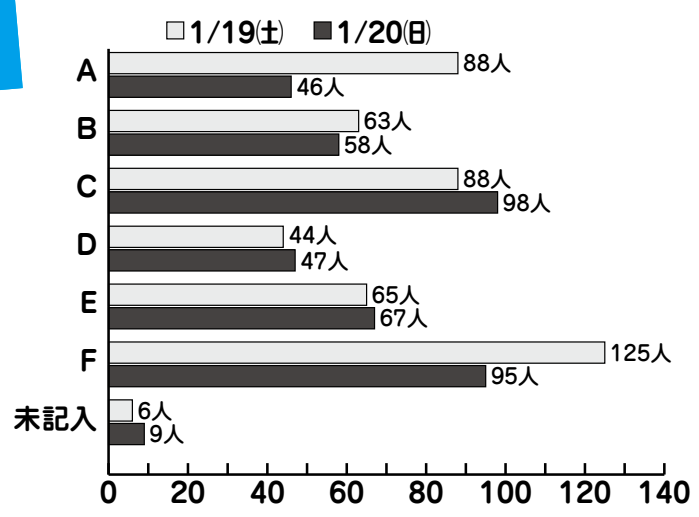


加えて、作成した消費生活啓発標語の一部を紹介し、来場者アンケートにて皆様にお気に入りの作品を選んでいただきました(複数回答可)。その結果は次のとおりです。

みなさんのお気に入りは何でしたか?

### 消費生活啓発標語

- A 楽しんで 使い切る工夫で 脳活性
- B 食品ロス削減は 冷蔵庫を確認 買物を
- C 清掃工場 分別のないゴミに泣いています
- D お金の無心 それは詐欺です
- E 粗大ゴミ リサイクルで 人気者
- F レジ袋 袋自身が ゴミ問題



※アンケート回収数 1/19(土)285人、1/20(日)269人

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。  
 相談日時/月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分  
 ● 成田市消費生活センター(成田市役所 2階) ☎23-1161 ●